



議案第三四号

国民宿舎三朝温泉会館使用料条例の一部を改正
する条例について

国民宿舎三朝温泉会館使用料条例の一部を別紙
のとおり改正する

昭和四十四年三月十日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和四拾年参月拾九日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

国民宿舎三朝温泉会館使用料条例の一部を改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料条例（昭和三十八年三朝所

条例第三十三号）の一部を次のように改正する

第二条を次のように改める

第二条 温泉会館及び附属施設の使用料は次のとおりとする。

一 宿泊料

一泊（朝食付）

一人

一六〇〇円以内

二 各室使用料

大集会场

一日

四〇〇〇円以内

各室及び小集会场

一日

二七〇〇円以内

三 休憩料

一人当り

一日

一五〇円以内

四 附属施設使用料

一人一回トリ

二〇〇円以内

附 則

八二の条例は昭和四十年四月一日より施行する。